

令和 7 年度北本市一般廃棄物処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出状況

(1) 計画区域 北本市全域

(2) 一般廃棄物の排出計画量

廃棄物の種類	排出計画量	
	年間収集量 (t)	日平均収集量 (t)
もやせるごみ (家庭・事業)	13,500	37.0
もやせないごみ	1,600	4.4
資源物	2,000	5.5
粗大ごみ (家庭・事業)	600	1.7
容器包装 (資源) 類 (プラスチック製容器包装)	900	2.5

(3) し尿・浄化槽汚泥の排出計画量

区 分	年間収集量 (kl)	日平均収集量 (kl)
し尿	330	0.9
浄化槽汚泥	5,100	14.0

2. 一般廃棄物の排出抑制及び再資源化に関する方策

ごみの分別排出	指定ごみ袋での排出によるごみの減量化。 粗大ごみ有料化によるごみの減量化。 「分別収集家庭ごみ・資源類の出し方 (ごみカレンダー)」 「家庭ごみ・資源類分別マニュアル」 「ごみ分別アプリ」 による分別の周知。
再資源化の方法	再資源化できる一般廃棄物について、自治会単位でステーション方式にて定期的に資源回収し、資源回収奨励金を交付。 市内小売店と協定を締結し、容器包装廃棄物の店頭回収を促進。
生ごみ処理機器等の普及	生ごみの減量化推進のため、生ごみ処理機器購入費補助金を交付。
北本市ごみ減量等推進市民会議との協力体制の推進	市民参画によるごみの減量化、再資源化の意識高揚のための運動を推進する。
多量排出者に対する指導方針	「事業系ごみ適正排出ガイドブック」配布により再資源化の推進、年間排出量の抑制を啓発。
住民に対する広報・啓発活動	市広報紙等において、分別排出、資源回収の利用促進を啓発。 ごみ出し違反シールで違反の内容を可視化し、適正排出を啓発。

3. 一般廃棄物の収集・運搬計画

(1) 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

計画収集人口 65,109人

廃棄物の種類		収集運搬 主体	年間計画 量 (t / 年)	収集回数	収集方法	搬入先 (組合名・施設名・業者名等)
もやせるごみ		委託・許可	13,500	2回／週	ステーション方式・収集袋は指定 戸別回収(※)・自己搬入	埼玉中部環境保全組合
もやせないごみ		委託	1,600	2回／ 月	ステーション方式・収集袋は指定 戸別回収(※)	株式会社ダイヤ整環
容器包装(資源)類 (プラスチック製容器包装)		委託	900	1回／週	ステーション方式・収集袋は指定	(株)ウィズウェイストジャパン
資 源 物	資源回収 (かん類、びん類、金 属類、ペットボトル、 紙類、布類・衣類)	委託	2,000	2回／月	ステーション方式・コンテナ使用等	有価売却
	廃乾電池	委託	22	随時	ステーション方式・拠点収集(専用 回収箱)	野村興産(株)
	廃蛍光管類・水銀使用 製品	委託	6	3回／年	ステーション方式・コンテナ使用	(株)ウム・ヴェルト・ジャパン
	牛乳パック	直営	2	随時	拠点収集(専用回収箱)	有価売却
	廃食用油	業者引取	2	随時	拠点収集(専用回収箱)	有価売却
	使用済小型家電	委託	10	随時	拠点収集(専用回収箱)・宅配便回 収	リバー(株)、リネットジャパン リサイクル(株)
粗大ごみ		委託・許可	600	随時	戸別回収・自己搬入	埼玉中部環境保全組合

※ ひとり暮らしの高齢者・障がい者等を対象とした「ごみ出し支援事業」の対象世帯のみ。

(2) し尿及び浄化槽汚泥

廃棄物の種類	収集運搬 主体	年間計画量 (kl / 年)	地域	収集回数	収集方法	搬入先 (組合名・施設名・業者名等)
し尿	委託	330	全域	1回／月	各戸	北本地区衛生組合
浄化槽汚泥	許可	5,100	全域	随時	各戸	北本地区衛生組合

(3) 一般廃棄物処理業（収集・運搬）許可業者

番号	業者名	住所	種類
1	有限会社 飯塚商事	北本市東間2丁目77番地	塵芥・し尿・浄化槽汚泥
2	タカマツ 株式会社	北本市石戸宿3丁目91番地2	塵芥・し尿・浄化槽汚泥
3	有限会社 マツケン興産	北本市朝日2丁目152番地1	塵芥・し尿・浄化槽汚泥
4	青木清掃 株式会社	桶川市南1丁目2番地6	塵芥・し尿・浄化槽汚泥
5	有限会社 瀬山商店	蓮田市上平野862番地1	塵芥
6	有限会社 大晃商事	鴻巣市人形3丁目2番地32	塵芥
7	株式会社 フォレスト	熊谷市大字三ヶ尻3581番地1	塵芥
8	株式会社 十河サービス	東京都板橋区南常盤台1丁目18番地7	塵芥
9	株式会社 小島商事	北本市山中1丁目277番地	塵芥
10	株式会社 高橋産商	さいたま市北区吉野町2丁目5番地12	塵芥
11	株式会社 高澤商店	東松山市六軒町18番地13	塵芥
12	高松商事 株式会社	鴻巣市上谷1824番地1	塵芥
13	有限会社 石井商店	北本市高尾7丁目63番地	塵芥
14	北本リサイクル事業協同組合	北本市宮内7丁目147番地	塵芥
15	勝栄 株式会社	北本市本町6丁目148番地	塵芥
16	株式会社 ぐんま東庄	群馬県高崎市寺尾町2312番地8	塵芥
17	S K サービス	鴻巣市大間2丁目11番地115	塵芥
18	株式会社 加藤商事	さいたま市西区大字中釘2228番地5	塵芥
19	有限会社 橋場商事	鴻巣市上谷1400番地1	塵芥・し尿・浄化槽汚泥
20	中村商店	北本市朝日1丁目211番地	塵芥
21	株式会社 ヤマキ	熊谷市三ヶ尻字新山3884番地	塵芥
22	クリーンシステム 株式会社	さいたま市浦和区常盤5丁目2番地18	塵芥

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条第1項の規定に基づき上記22業者を許可する。

なお、ごみの発生量の見込み等を勘案し、既存の許可業者により適正な処理能力が確保できるため、新規の許可申請は一般廃棄物処理実施計画に適合しないものとして扱い、原則許可は行わない。

4. 事業活動に伴って排出される一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物

一般廃棄物及び 産業廃棄物の種類	収集・運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
もやせるごみ(※1)	許可業者・排出者	埼玉中部環境保全組合	焼却	埼玉中部環境保全組合	焼却灰リサイクル
粗大ごみ(※1)	〃	〃	破碎・資源化・焼却	〃	〃
し尿	許可業者	北本地区衛生組合	高負荷脱窒素処理方式	北本地区衛生組合	焼却灰リサイクル
浄化槽汚泥(※2)	〃	〃	〃	〃	埋立

※1 一般廃棄物とあわせて処理できる産業廃棄物は家庭ごみの「もやせるごみ」「粗大ごみ」に分類されるもののみ。

※2 し尿を含む汚泥のみ。

5. 事業系一般廃棄物の市外施設での処理計画量

施設名	所在地	処理計画内容
(株)アイル・クリーンテック 寄居工場	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328	食品廃棄物 36.0トン／年（堆肥化）
オリックス資源循環(株) 寄居工場	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313	可燃ごみ資源化 134.9トン／年（焼却溶融処理）
ニューエナジーふじみ野(株)	埼玉県ふじみ野市駒林1033-1	食品廃棄物 94.8トン／年（メタン発酵）

6. 一般廃棄物中間処理計画

(1) 公営処理施設

施設名	埼玉中部環境センター
所在地	埼玉県比企郡吉見町大字大串2808番地
処理能力	240t／日
処理方式	全連続燃焼式機械炉
処理見込み量	13,500t／年

施設名	埼玉中部環境センター（粗大ごみ処理施設）
所在地	埼玉県比企郡吉見町大字大串2808番地
処理能力	45t／5h
処理方式	回転式横型破碎併用方式
処理見込み量	600t／年

(2) 民間処理施設（委託）

施設名	ウィズペットボトルリサイクル(株) 栃木工場
所在地	栃木県下野市下坪山1709
処理委託見込み量	900t／年

施設名	(株)ダイヤ整環
所在地	埼玉県加須市北平野263番地1
処理委託見込み量	1,600t／年

施設名	サンエコサーマル(株)
所在地	栃木県鹿沼市下石川737番地55
処理委託見込み量	120t／年

施設名	野村興産(株)
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
処理委託見込み量	22t／年

施設名	(株)ウム・ヴェルト・ジャパン
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山330番地1
処理委託見込み量	6t／年

(3) 民間処理施設（非委託）

施設名	(株)エコ計画
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山262番地
処理委託見込み量	12t／年

施設名	ツネイシカムテックス(株) 埼玉工場
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山２５０番地１
処理委託見込み量	２ｔ／年

(４) し尿処理施設

施設名	クリーンセンターあさひ
所在地	埼玉県北本市朝日１丁目２００番地
処理能力	１３６ｋｌ／日 (し尿：３６ｋｌ、浄化槽汚泥：１００ｋｌ)
処理方式	高負荷脱窒素処理方式
処理見込み量	５，４３０ｋｌ／年

７．一般廃棄物最終処分計画

(１) 焼却灰・ばいじん埋立

施設名	(株)ウィズウェイストジャパン 小野ウェイストパーク
所在地	福島県田村郡小野町大字南田原井字大和久１６９番地２他
埋立見込み量	９ｔ／年

(２) 化石代替燃料化

施設名	丸源起業(株) ひかりエコステーション
所在地	千葉県山武郡横芝光町篠本字根切２２番１他
処理委託見込み量	１，２５０ｔ／年

(３) 焼却・焼却灰再資源化

施設名	(株) 築館クリーンセンター
所在地	宮城県栗原市築館字上高森４９番地５
処理委託見込み量	１，２５０ｔ／年

(４) し尿・浄化槽汚泥

北本地区衛生組合で最終処分する。